

特記仕様書

工 事 名 大船渡中学校統合改修（電気設備）工事

1 工事概要

本工事は、大船渡中学校統合改修（電気設備）工事を行うものである。

2 工事内容

別添設計図書のとおり。

3 工事場所

大船渡市大船渡町字永沢地内

4 工期

本工事の工期は、契約締結の日から 480 日間とする。

工期には、作業日数、準備日数、後片付日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候等による休工日）を含む。

5 適用する仕様書等

本特記仕様書に記載無き事項は次に示す仕様書の定めによるものとする。

「国土交通大臣官房官庁営繕部監修各工事標準仕様書（最新版）」

6 工事用材料

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は設計図書のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出し承認を得なければならない。

7 週休 2 日工事

本工事は、大船渡市週休 2 日工事实施要領に定める「週休 2 日工事」である。

実施にあたっては、「大船渡市週休 2 日工事实施要領」に基づき行うこと。詳細については、上記工事实施要領を参照すること。

8 現場代理人の常駐を要しない期間及び監理技術者の専任を要しない期

間について

(1) 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

(2) 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間について、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しない。なお、検査が終了した日は工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

9 適切な工期の確保について

施工体制の確保の他、建設機械や建設資材等の調達・納入の遅延により工程に影響が生じる場合により、本工事の作業時間等への影響及び建設資材等の調達に影響が生じる場合は、対応方法に関して別途協議するものとする。

10 着工時期について

当該契約を締結した後に工事着手できるものとする。

11 施工条件の明示

別紙「特記仕様書（施工条件明示）」によるものとする。

12 部分引渡し

中学校の校舎、屋内運動場について、工事の進捗状況等により、その一部又は全部について、部分引渡しを受ける場合があるものとする。

13 施工手順（案）

本工事は、通常通りの学校運営を継続しながら授業や部活動の妨げにならないよう進める「居ながら施工」となることから、工事期間中の安全対

策として、工事をエリアごとに分けて施工することとします。

14 その他

- (1) 請負者及び施工者は建設業法、その他関係法令、規則、条例等を守り、有資格者を必要とする工事については、必ず有資格者の施工によるものとする。
- (2) 産業廃棄物の処分には、関係法令に基づき適切に処分すること。
- (3) 設計書に記載されている数量は、参考数量とする。
- (4) 本工事は監督職員業務の一部を建設コンサルタント会社に委託する予定である。
- (5) 本工事の設計C A Dデータを貸与する。
- (6) 本特記仕様書に記載無き事項に疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。